行政処分 等 の年月日	事業者の氏名又は名 称	事業者の所在地	営業所の名称		行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
	人番号7260001012375) 代表者池本昌樹	丁目2番39号	本社営業所	岡山県倉敷市児島味野2 丁目3792番地7	輸送施設の使用停止 (80日車)及び文書警告	項	令和4年11月4日及び同年12月16日、情報提供を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸違反(運輸規則第24条第1項及び第2項)、(3)点呼の記錄義務違反(運輸規則第24条第5項、(4)点呼の記錄義務違反(運輸規則第24条第5項、(4)点呼の記錄事項義務違反(運輸規則第24条第5項、(6)乗務等の記錄事項義務違反(運輸規則第25条第3項及び第4項)、(6)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(7)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記錄義務違反(運輸規則第38条第1項)、(10)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第1項)、(10)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第1項)、(10)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第1項)、(10)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)特定の運転者に対する過性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)特別	8	8
20230828	米子第一交通株式会 社(法人番号 7270001003704) 代表 者荒木浩幸	鳥取県米子市両三柳字大 沢840番地3	本社	鳥取県米子市両三柳840-3	文書警告		令和5年8月28日、情報提供を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督義務違反(駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係るもの)(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
		鳥取県鳥取市栄町211番 地2	本社	鳥取県鳥取市栄町212番地、212番地2	文書警告	項	令和5年8月30日、情報提供を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督義務違反(駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為に係るもの)(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0